

特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）オモテ面

※見本は令和4年度を記載

特別徴収税額の算定の対象となる前年中（1月～12月）の総所得の内容が記載されます

総所得金額から所得控除合計を差し引いた金額です（1,000円未満端数切捨）

課税標準の額に税率（総所得に対しては特別区民税6%、都民税4%）を乗じた金額です

年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）	
給与収入 (給与所得+所得金額調整控除後)	5000000
その他の所得計	500000
主たる給与以外の合算所得区分	*
総所得金額①	4060000

所得控除(円)	控除額	所得控除合計②
雑損医療費	0	1640000*
社会保険料	500000	
小規模企業共済	0	
生命保険料	0	
地震保険料	0	
障害・寡・ひ・勤	0	
配偶者	330000	
配偶者特別	0	
扶養	380000	
基礎	430000	

住宅借入金等特別税額控除額	特別区民税	81,900円	都民税	54,600円
寄附金税額控除額	特別区民税	22,775円	都民税	15,184円

「住宅借入金等特別税額控除額」や、ふるさと納税などの「寄附金税額控除額」がある場合は、その内訳が記載されます

特別徴収税額の算定の対象となる所得控除額が記載されます

※本書には、給与からの特別徴収の対象となる内容についてのみ記載されます。給与からの特別徴収の対象とならない税額がある場合は、別途、通知書をご自宅等に送付します。

特別区民税	課税標準(円)	税率	納付額(円)
税額控除額④	1452000		
税額控除額⑤	99563		
所得割額⑥	45600		
均等割額⑦	3500		
特別区民税	96800	6%	7300
税額控除額④	66375		
所得割額⑥	30400		
均等割額⑦	1500		
特別徴収税額⑧	81000		6700
控除不足額⑨	0		6700
既納付額⑩	0		6700
差引納付額⑪①-⑩②	81000		6700
変更前税額⑫	0		6700
増減額⑬⑧-⑫	0		6700
変更月	5月分		6700

④-⑤の金額です（100円未満端数切捨）

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を先月のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。この通知書の記載事項に不届がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、荒川区長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知書に係る決定の目的の全部から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
前掲の審査請求に対する徴収を拒否し、当該徴収がなかったことを起算した日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、差付の取消しの請求を提訴することができます。（なお、当該取消があったことを起算した日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該取消の日の翌日から起算して1年を経過すると差付の取消しの請求を提起することができなくなります。）ただし、次の日から起算して3か月以内のいずれかに該当するときは、審査請求に対する徴収を拒否して差付の取消しの請求を提訴することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても取消しがないとき。②徴収、差付の取消しは手続の履行により生じる消し、拒否を避けるための徴収の必要があるとき。③その他徴収を拒否しないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日
荒川区長

② 問合せ先 荒川区役所税務課課税係 電話 03 (3802) 3111 (代表) 内線2316~2319, 2321~2323 ①
※お電話等にお困りの際は、所定書をお取りください。

①、②の順で矢印の方向にゆくりていねいに開いてご覧ください。

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

毎月の給与から、この欄に記載された金額が差し引かれます